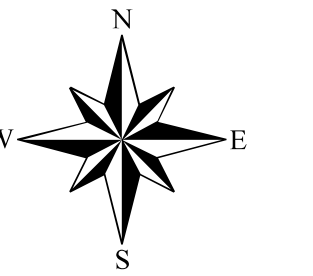
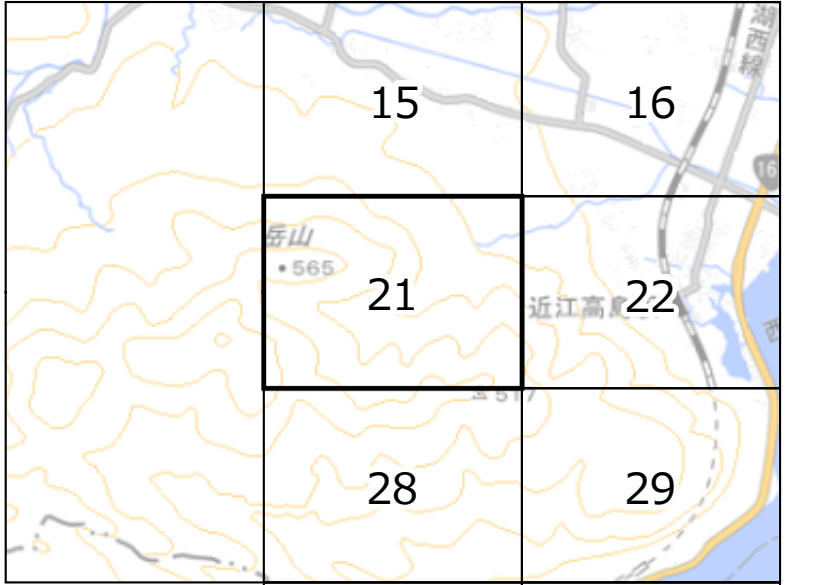


# 建築基準法に規定する道路に関する情報図(高島地区)



### 判定図凡例

路線形状着色凡例

	4.2条1項4号道路
	4.2条1項5号道路
	4.2条2項道路

道路に明示している数字は、集計のために独自に割り付いたものです。

### 取扱注意

この道路情報図は、建築確認申請審査の際の参考とするためのもので、建築確認申請書を作成するためのものではありません。従って、設計者は現地調査の上、建築確認申請する必要があります。今後、この道路情報図は、申請内容と異なる場合、現地確認や過去物件の調査および関係者からの聴取等により、総合的に判断の上、加筆、訂正される場合があります。

滋賀県 建築指導室

